

令和7・8・9年度 物品等 競争入札参加資格審査申請要領

令和7年度から令和9年度にかけて小浜市（本庁および出先機関等）が発注する物品の製造の請負または購入、修繕、役務の提供、その他の契約（建設工事ならびに工事関連委託業務についての契約を除く。）にかかる競争入札に参加する者に必要な資格の審査を次のとおり行います。審査を希望される方は、この要領に従って書類を提出してください。

令和4・5・6年度の有資格者の方も、令和7・8・9年度の資格を希望される場合は、新たに申請が必要ですのでご注意ください。

福井県 小浜市 総務部 総務課 契約検査 G

1. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると市長が認める者
- (3) 物品等競争入札参加資格申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し許可等を必要とする場合、これを得ていない者
- (5) 申請書提出日において税を滞納している者
- (6) 申請日前2年間に営業の実績がない者

2. 有効期間

令和7・8・9年度の3ヵ年（令和7年4月1日～令和10年3月31日）

3. 受付期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝祭日、12/29～1/3は除く。）

※受付期限内に不備・不足等により書類が揃わない場合は、資格者として登録できませんので早めに提出してください。

- (1) 持参の場合

受付時間 9時から12時・13時から17時まで

※申し訳ございませんが、他業務により受付職員不在となり、受付ができない場合がありますのでご了承をお願いいたします。

- (2) 郵送・宅配便の場合

令和7年1月31日（金）当日消印有効

※不備・不足等の書類の再送付を含む。

4. 受付場所

〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号

小浜市役所 4階402会議室 契約検査G ☎0770-53-1111(代) 内線483
0770-64-6149(直)

5. 提出方法

- (1) 提出書類を持参する場合

①申請者または提出書類の内容を説明できる方が持参してください。提出書類を確認後、受付通知表をお渡しします。

- (2) 郵送・宅配便により提出する場合

①封筒に「資格審査申請書（物品等）」と朱書きのうえ、書留郵便等配達記録が残るものとしてください。

なお、提出書類を確認後、受付通知表を返送します。

6. 提出書類および注意事項

- (1) 小浜市指定様式により申請してください。
- (2) 提出書類はA4判サイズ（原本での提出書類は除く）で1部とします。
- (3) 市内・県内・県外の区分は、契約行為をしようとする支店等（営業所等）の所在地を基準にしてください。

- (4) 記載事項が1葉で終わらない場合、同一の様式で延長してください。
- (5) 提出書類に虚偽の記載または重要な事項、事実を記載しなかった場合等は資格の登録はできません。また資格登録後その事実が判明した場合は資格の取消しを行うことがあります。
- (6) 地方自治法および関係諸法令ならびに小浜市条例等を確認遵守のうえ提出してください。
- (7) 証明書等の発行に際し、代理人が請求した場合に委任状が必要となる場合がありますので注意してください。

提出書類・添付書類	注意事項
申請書綴方法	1. 申請書類は、下記番号順に長辺の左側に穴を2つ開け、ひも綴じとしてください。
①物品等競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	1. 委任の有無にかかわらず申請は本社代表者・実印で作成してください。 2. 物品種目一覧より登録を希望する種目を記入してください。 (申請できるのは、別紙物品種目一覧表の大分類で 5項目 までです。 <u>申請日前2年の間</u> に営業実績がない大分類は申請できません。) 3. 許可等を必要とする種目の場合、許可の名称を記入してください。 4. 登録内容の照会先、委任する場合は委任先を記入してください。 5. OA機器、事務用機器、車両、建設機械、仮設資材、式典用品等で、リース・レンタルの競争入札に参加を希望される方は、「20 リース・レンタル」を「希望する物品種目」欄に記入してください。
②誓約書 (様式第2号)	1. 委任の有無にかかわらず本社代表者・実印で作成してください。
③委任状	1. 支店等(営業所等)に契約行為・請求行為等の権限を委任する場合作成してください。 □ 委任者は本社代表者で作成してください。 □ 委任の期間は 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで ※申請様式にはあらかじめ委任期間を記載してありますが、必要があれば委任期間を変更してください。(ただし、上記委任の期間内に限る) □ 受任者印は、使用印鑑届の使用印と同じ印を押印してください。
④使用印鑑届 (様式第3号)	1. 【法人の場合】 □ 申請は本社代表者・実印で作成してください。 □ 使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。 (委任をする場合は、支店等の代表者印) 2. 【個人の場合】 □ 申請者住所、氏名を記入し、実印を押印してください。 □ 使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。
⑤印鑑証明書	1. コピー可とします。(申請日より3ヶ月以内に発行されたものとします。) □ 印影を拡大・縮小したコピーは不可とします。
(法人) ⑥ 商業登記簿謄本	1. 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書を提出してください。

	2. コピー可とします。(申請日より3ヶ月以内に発行されたものとしします。)
(個人) ⑦身元証明書	1. 本籍地市町村で発行されたものを提出してください。 2. コピー可とします。(申請日より3ヶ月以内に発行されたものとしします。)
⑧許可書等の写し	1. 営業に関し許可が必要である場合は提出してください。
⑨業務経歴書 (様式第4号)	1. 様式下欄の要領により登録を希望する種目(大分類)ごとに作成してください。 2. 独自様式も可とします。 3. 印刷で登録を希望される場合は、様式第4号の2『印刷業者業務調書』を提出してください。
⑩納税証明書	<p>1. 【法人・委任先なしの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 法人にかかる国税(様式その3の3) □ " 都道府県税 □ " 市町村税(東京都特別区は不要) □ 市内に本社がある業者で契約の締結の権限を有する代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 <p>2. 【法人・委任先ありの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 法人にかかる国税(様式その3の3) →本店分 □ " 都道府県税 →本店・委任先両方 □ " 市町村税(東京都特別区は不要) →本店・委任先両方 □ 市内に委任先営業所等がある業者で契約の締結の権限を有する受任者が小浜市に住所を有する方は、受任者個人の市税 □ 代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 <p>3. 【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 代表者にかかる国税(様式その3の2) □ " 都道府県税 □ " 市町村税(東京都特別区は除く) <p>4. 本社、委任先、個人の納めるべき<u>すべての税について滞納のないことがわかる証明書を提出してください。</u></p> <p>5. コピー可とします。(申請日より3ヶ月以内に発行されたものとしします。)</p> <p>6. 法人の新規設立または営業所の新設等により納税証明書が提出できない場合は、法人等の設立(設置)申告書の写しを提出してください。</p>

*** 以下についてはひも綴じしないでください**

⑪登録帳票	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書記載の内容と相違のないよう注意してください。 2. 支店等で登録する場合2枚目の本社登録の欄に本社住所等を記入してください。 3. 小浜市では指名競争入札の通知をメールにて実施しています。小浜市の公式ホームページをご確認いただき所定の手続きを行ってください。
⑫⑬封筒	<ol style="list-style-type: none"> 1. 持参の場合は1通（⑬審査結果通知用） 郵送の場合は2通（⑫受付・不備等連絡用、⑬審査結果通知用） 2. 返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。
⑭受付通知表	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商号または名称を記入してください。 2. 左側受付表の「提出者点検欄」の列に、申請書類が揃っているか提出が必要な項目にチェックしてください。それ以外の欄は左右とも市役所の記入欄です。 3. 切り取らずに提出してください。

※建設工事、コンサルタント等もあわせて申請される場合、受付通知等はまとめて送付しますので⑬の封筒は1社で1通を可とします。（それぞれに添付していただく必要はありません。）

7. 申請書等入手方法

申請要領、提出書類等は、ホームページにおいて掲載しますのでダウンロードしてください。郵送による配布はいたしません。

小浜市公式ホームページ (<http://www1.city.obama.fukui.jp/>)

8. その他

- (1) 受付通知表を確認し、**提出書類の不備・不足等がある場合は、受付期間内に所要の補正をしてください。**受付期間内に書類が整っていない場合、競争入札参加資格者としての登録ができません。
- (2) 審査結果については、令和7年3月末頃に各申請者宛通知書を発送します。
- (3) 入札参加資格者名簿は、小浜市公式ホームページにおいて公表します。
- (4) 競争入札参加資格の有効期間中に申請の内容等に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出してください。（有効期間中に許可書等の有効期限が過ぎていた場合、入札に参加できない場合があります。）
- (5) 競争入札参加資格の有効期間中に、納期限の到来している税の滞納がある場合は、資格取得後であっても資格を喪失する場合があります。
- (6) 小浜市では、物品等の指名競争入札の入札通知書の送付をメールにて実施しています。メールの送付希望先については今回申請ではなく、別途所定の方法によることとしておりますので、詳しくは小浜市公式ホームページ（しごと－入札・契約－お知らせ）をご確認ください。